神奈川県における看護人材の養成・確保のあり方に関する検討会設置要綱

（設置目的）

第１条　2040 年を見据え、神奈川県に必要な看護人材を安定的に養成・確保するための基本的方向性と、その実現に向けた県立看護専門学校のあり方と役割について整理するため、神奈川県における看護人材の養成・確保のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（意見を求める事項）

第２条　検討会は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

(1)　本県の看護人材の養成・確保の方向性に関すること。

(2)　県立看護専門学校に求められる役割等に関すること

(3)　各号に掲げるもののほか、検討会の目的を達成するために必要なこと。

（設置期間）

第３条　検討会の設置期間は、令和 10 年３月 31 日までとする。

（構成員）

第４条　検討会は、次に掲げる者のうちから 10 名程度をもって構成する。

(1)医療関係団体等に所属する者

(2)大学その他の医療従事者の養成に関する機関・団体等に所属する者

(3)福祉関係団体等に所属する者

(4)その他、知事が適当と認める者

２　検討会の構成員（以下「構成員」という。）の任期は、会議設置期間と同様とする。

（座長）

第５条　検討会に座長を置く。

２　座長は、構成員の互選により選出する。

３　座長は、検討会における意見を取りまとめる。

４　座長は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の者を出席させることができる。

（庶務）

第６条　検討会の庶務は、健康医療局保健医療部医療整備・人材課が行う。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年 10 月 20 日から施行する。